

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十五次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和6年4月2日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和6年2月28日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十五次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和6年2月28日（水）～3月28日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：7件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>1) 本来の目的達成ができない仕組みであること</p> <p>容量市場は元々、将来の電源確保を目的として作られた制度である。しかし、結果として、既存電源ばかりが落札し、新規電源のためのインセンティブとしては機能しておらず、古い電源を維持するための仕組みとなってしまった。本来は廃止することが望ましい制度であるが、あくまで維持するのであれば、大胆な仕組みの改訂は不可欠である。</p> <p>2) 脱炭素という視点が欠落していること</p> <p>最大の欠陥は、再エネ発電所がサポートされず、古い化石燃料火力がサポートされることで、地球温暖化対策にならないことである。その欠陥を補うべく、長期脱炭素電源オークションが追加されたところではあるが、元々の枠組みを変更していないため、結局は再エネの普及促進にはなっていない。</p> <p>3) 再生可能エネルギーへの評価が極端に低いこと</p> <p>再生可能エネルギーは、現時点ではFIT再エネと非FIT再エネに分かれる。非FIT再エネは現状では極めて少ないが、FIT制度が事実上終了したことを踏まえて、今後は非FIT再エネの急速な拡大が予測される場所である。FIT再エネは太陽光発電</p>	<p>1) につきまして、容量市場導入の目的としては、まず「電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確保すること」が挙げられ、再生可能エネルギーの大量導入に必要な調整力の確保という効果も期待されています。次に、「卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とする」とも、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと」が挙げられています。容量市場の導入により kWh 価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、中長期的な観点からは小売電気事業者の負担にならないという考え方もございます。これらの目的を踏まえ、今後のオークション開催や制度の運用にあたって必要な見直しを進めて参ります。</p> <p>2) につきまして、再生可能エネルギーもメインオークションや追加オークションに応札することが可能な電源等となっております。</p> <p>3) につきまして、今後の制度設計における参考とさせていただきます。</p>

	<p>だけですでに 6000 万 kW を超えており、H3 需要発生時における寄与率をより正確に予測する必要がある。</p>	
2	<p>1) メインオークションの入札容量（必要とされる供給力）を小さくする。</p> <p>入札容量は H3 に稀頻度リスク（1%）、厳気象対応（3%）、偶発的需給変動（7%）、持続的需給変動（2%）、追加設備量（2～3%）が加えられ、最大電力の 15～16%増しの量とされている。日常的に運転可能な発電所だけでなく、特別な状況で必要になる発電所までも容量市場で確保しようとしていると言える。しかし、稀頻度リスクや厳気象など、これらに対応するべきは送配電事業者であり、それは需給調整市場で対処されるべき課題である。この入札容量には、需給調整市場で行うべき役割が重複されており、それによって発電司令電源の重複入札や、ペナルティを恐れて必要な市場投入をためらう事例も発生していると、本取りまとめ案にも書かれている。この 15～16%を外し、合わせて長期脱炭素電源オークションによって入札された容量は、順次、入札容量から削減していく。2023 年度の長期脱炭素電源オークションでは、脱炭素電源の募集 400 万 kW と、LNG 専焼火力の 3 年分 600 万 kW の入札が行われた。合計で 1000 万 kW であり、これも来年度の入札容量からは差し引くべきである。</p> <p>2) 設置後 11 年を経過した電源の参加を禁止する。</p> <p>容量市場の本来の目的は、新規発電所の建設促進にある。古くてコスト回収を終えた発電所が大量に入札に参加している状態では、新規発電所は逆に弾き出される。そこで 11 年以上経過</p>	<p>1) につきまして、一般送配電事業者が偶発的需給変動対応分や稀頻度リスク対応分に対応するために必要な供給力を予め確保するにあたり、一般送配電事業者は容量市場において定められた割合の費用負担を行っています。なお、厳気象対応分は小売電気事業者が対応するべきものとして費用負担が区分されております。また、長期脱炭素電源オークションを通じて確保された容量により、メインオークションや追加オークションにおいて必要となる調達量は減少されます。</p> <p>2) につきまして、今後の制度設計における参考とさせていただきます。なお、容量市場導入の目的としては、まず「電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確保すること」が挙げられ、再生可能エネルギーの大量導入に必要な調整力の確保という効果も期待されています。次に、「卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと」が挙げられています。容量市場の導入により kWh 価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、中長期的な観点からは小売電気事業者の負担にならないという考え方もございます。これらの目的を踏まえ、今後のオークション開催や制度の運用にあたって必要な見直しを進めて参ります。</p>

	<p>した発電所の入札参加は禁止とする。脱炭素という観点からは、石炭火力はそもそも入札禁止とされるべきであり、水素・アンモニア混焼、CCUS等の石炭火力は長期脱炭素電源オークションにのみ参加を認めることとする。</p> <p>3) FIT 再エネによる控除量を大きくする。</p> <p>FIT 再エネの控除枠を現状の 1100 万 kW から 3300 万 kW に拡大する。FIT 再エネは太陽光発電だけでも、すでに 6000 万 kW を超え、FIT 風力もおよそ 1000 万 kW となっている。再エネの H3 発生時の寄与度を毎年検証し、これに基づいて、FIT 再エネの控除枠は毎年見直す。石炭火力の入札禁止等によって、古い化石燃料火力の市場退出が促進されれば、系統接続の空き容量が拡大する。この空き容量を活用して、積極的に非 FIT 発電所の建設を促進し、容量市場への入札参加も促進する。</p>	<p>3) につきまして、今後の制度設計における参考とさせていただきます。</p>
3	<p>1) 需給調整市場と容量市場の重複をさせない制度が必要</p> <p>取りまとめ案では容量市場と需給調整市場が場合によって重複しており、参加する電源がかえって機能を発揮できない状況が生まれていることが指摘されていた。</p> <p>二つの市場の役割をきちんと分けるべきであり、重複入札を認めるべきではない。</p> <p>2) 託送負担分は需給調整市場に整理する</p> <p>稀頻度リスクや厳気象対応などは、送配電事業者が対応するものであり、需給調整市場に一本化して整理されるべきである。</p>	<p>1) 及び4) につきまして、今後の制度設計における参考とさせていただきます。なお、本とりまとめに記載されておりますとおり、「発動指令電源が調整力指令に応じやすい環境を整備するため、発動指令があり、発動指令の時間帯において需給調整市場に約定している容量と発動指令容量に重複がある容量分に限り、容量市場のリクエストを満たしているものとみなす」方向性で検討が進められ、電力広域的運営推進機関の業務に反映されております。</p> <p>2) につきまして、一般送配電事業者が偶発的需給変動対応分や稀頻度リスク対応分に対応するために必要な供給力を予め確保するにあたり、一般送配電事業者は容量市場において定められた割合の費</p>

この機能を容量市場に持たせようとするところに無理が生じている。5 ページの参考図 2.1-1 では、必要供給力と費用負担が図示されているが、託送負担分 8% が、稀頻度リスク 1% と偶発的需給変動 7% の和のようにも書かれている。そうであれば、これは送配電会社が負担するのではなく、送配電会社側で責任を持って対応すべき需給調整業務である。厳気象対応も追加的設備の確保も同様であり、これらが小売電気事業者側の対応すべき業務のように書かれていることに違和感がある。小売電気事業者の業務と送配電事業者の「業務」をきちんと区分し、その責任を明確にすべきである。

3) 追加設備量は計算外とする

「追加設備量」とは、「計画停止可能量を確保するために必要な供給力」と書かれている。計画停止は定期点検のためのものであるが、そもそも夏冬の需要逼迫時に行うものではない。H3 が想定される時期に、これが想定されるということ自体に違和感がある。必要供給力からは外して考えるべきものである。

4) 発動司令電源は需給調整市場に整理する

3-1) で十分に機能を発揮できていない恐れがあるとしたものは発動司令電源である。現状では容量市場と需給調整市場の両方に応札でき、落札もできる。しかし容量市場で発動司令が出された時、すでに需給調整市場で活用されていた場合、容量市場で約束した kW・KWh が出せない恐れがあるため、あえて需給調整市場の求めがあっても発電を行わないケースがあるということである。この電源が需給調整市場に供給していれば、需

用負担を行っています。

3) につきまして、ある時期に発電を行っていた発電設備が他の時期に法定点検等による計画停止を行う場合でも必要な供給力を確保できるよう、容量市場における目標調達量には、その計画停止を可能とするために必要な供給力を確保することとしております。

5) につきまして、今後の制度設計における参考とさせていただきます。なお、容量市場導入の目的としては、まず「電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確保すること」が挙げられ、再生可能エネルギーの大量導入に必要な調整力の確保という効果も期待されています。次に、「卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと」が挙げられています。容量市場の導入により kWh 価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、中長期的な観点からは小売電気事業者の負担にならないという考え方もございます。これらの目的を踏まえ、今後のオークション開催や制度の運用にあたって必要な見直しを進めて参ります。

	<p>給逼迫を免れ発動司令には至らなかった可能性があるにも拘らず、容量市場があえて需給逼迫に追い込むという図式である。このような不都合を防止するためには、容量市場における発動司令電源という対象項目をやめ、発動司令電源に該当する電源は全て需給調整市場に応札すべきものと整理すべきである。</p> <p>5) 「売り惜しみ」という考え方を廃止する</p> <p>容量市場の問題は入札容量が大きすぎることである。2の1)で、これを小さくするように指摘し、2-2)では古い発電所の入札参加を禁じるべきと指摘したが、現状の運用は全く逆行しており、すべての発電所に対し参加を強制する考え方となっている。参加を強制しなければ、4年後の容量が確保できない可能性があるという懸念からであろうが、現状で日本の発電所が不足しているわけではない。むしろ脱炭素の目標には合致せず、立ち上げ費用が高額となるような発電所は市場退出を促した方が、気候危機の観点からも、電気料金を下げるという目的にもかなったものである。現状の考え方は、脱炭素のための化石燃料フェードアウトを阻害していると言わざるを得ない。</p>	
4	<p>【意見】</p> <p>容量確保契約金相当額に関し、卸価格からの減額（明示）について、実態把握とともに、必要な規定整備をお願いします。</p> <p>2024年度は実需給の初年度となりますが、市場管轄者である電力広域的運営推進機関から各小売事業者に対し、今後提示され</p>	<p>容量確保契約金相当額の卸価格からの減額（明示）に関するご意見について、今後の制度運用における参考とさせていただきます。</p> <p>容量拠出金の請求額の検証に必要な情報について、電力広域的運営推進機関は、容量拠出金の想定等を行うための算定の諸元情報の提供に取り組んでおります。引き続き、必要に応じて対応を検討して参ります。</p>

	<p>る容量拠出金の請求額について、検証に必要な情報が開示されるよう、御配慮のほどお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>2024年度の電源調達については、託送料金の発電側課金に加え、容量拠出金（容量確保契約金）及び託送料金の発電側課金という制度変更を受け、価格評価が極めて難しい状況に陥っています。現在、発電側課金や容量確保契約金の相当額に関する内訳の情報 開示に関し、発電事業者に対するガイドライン等の規定はありません。このため、発電事業者の多くは、小売事業者側に推計することを求めるという事態になっています。</p> <p>加えて、市場管轄者である電力広域的運営推進機関から通知予定の容量拠出金の請求額について、その妥当性の検証に必要な情報が全て提供されるかどうか、現状では不明です。</p> <p>そもそも小売事業者は、電力の小売営業に関する指針において、お客様に対する料金等の説明が義務付けられています。発電事業者等からの情報が不足する場合、お客様に対して十分な説明ができません。</p> <p>このため、実態を把握するとともに、発電事業者および一般送配電事業者へ発電側課金や容量確保契約金相当額について、必要な検証を行っていただき、ガイドライン等への規定等、適切な対応をいただくようお願いいたします。</p>	
5	<p>【意見】</p>	<p>今後の制度設計における参考とさせていただきます。なお、容量市場導入の目的としては、まず「電源投資が適切なタイミングで行わ</p>

<p>長期脱炭素電源オークション開始に伴い、既存の容量市場との整理が必要と考えます。電源投資に資するという制度本来の趣旨にかなっているか検証をお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>容量市場は、予め必要な供給力を確実に確保すること、卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットがもたらされること等を目的として創設されたものと認識しています。</p> <p>その一方で、電源への新規投資を促進するべく、新たに長期脱炭素オークション開始にされました。本市場の役割は既存電源を支える意味合いの強いものとなりました。</p> <p>それにも関わらず、本市場メインオークションの指標価格(Net-CONE)には、ガスコンバインドサイクル火力発電(CCGT)を40年間稼働する前提の価格が採用されたまま変更されていません。</p> <p>このため、容量市場が、電源投資に資するという制度本来の趣旨にかなっているか検証をお願いします。</p>	<p>れ、予め必要な供給力を確保すること」が挙げられ、再生可能エネルギーの大量導入に必要な調整力の確保という効果も期待されています。次に、「卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと」が挙げられています。容量市場の導入により kWh 価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、中長期的な観点からは小売電気事業者の負担にならないという考え方もございます。これらの目的を踏まえ、今後のオークション開催や制度の運用にあたって必要な見直しを進めて参ります。</p>
<p>6 【意見】</p>	<p>今後の制度運用における参考とさせていただきます。</p>

	<p>蓄電池や再エネと比較して総括原価方式時代に建設された発電設備を持つ大手電力などに有利な制度になっていないか、あらためて検証をお願いします。</p> <p>新電力がアクセスできない電源も含んだ容量拠出金負担を強いられることのないよう、対象となる電源への公平なアクセス確保をお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>容量拠出金算出に関しては、総括原価方式時代に建設された発電設備を持つ大手電力の方が、蓄電池や再エネを主に扱う新電力よりも有利であると認識しています。</p> <p>このため、あらためて制度的な公平性の観点から、検証をお願いします。</p> <p>また、容量拠出金算出の対象となった電源が、大手電力グループ内の供給力確保にしか寄与しない場合、新電力は負担のみを強いられる状況になります。内外無差別の確保のためにも、検証をお願いします。</p>	
7	<p>【意見】</p> <p>(当該規定の) 非効率石炭のフェードアウトに向けた「誘導措置」が、市場の価格のつり上げにつながっていないかにつき、厳しく監視していただくよう、お願いします。</p>	<p>非効率石炭のフェードアウトに向けた「誘導措置」が市場価格のつり上げにつながっていないかについて、電力・ガス取引監視等委員会において適切に監視が行われることとなっております。</p> <p>また、本措置の見直しについて、安定供給の観点等も踏まえつつ、</p>

加えて、必要に応じ、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けたエネルギーミックスとの整合などにつき、適宜見直しを検討いただくよう、お願いします。

【理由】

カーボンニュートラルに資することが期待される蓄電池や再エネについて、現状一定の減額措置等は講じられているものの、減価償却を終えかつCO2排出係数の高い発電設備の方が約定に有利な立場にあります。（当該規定の）非効率石炭のフェードアウトに向けた「誘導措置」が、価格つり上げにつながっていないか、厳しく監視いただくようお願いします。

加えて、2050年CNの目的に沿った制度の改善等について検討をお願いします。

あわせて、小売電気事業者の事業予見性、お客様への説明という観点から、本制度措置の目標量と開始時期及びエネルギーミックスについて、適宜見直し、検討いただくようお願いします。

必要に応じて検討して参ります。